|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00027沿革　平成13年９月21日　一部改正　平成14年４月17日　一部改正　平成14年６月25日　一部改正　平成14年９月17日　一部改正　平成15年３月12日　一部改正　平成15年６月19日　一部改正　平成15年10月８日　一部改正　平成16年４月１日　一部改正　平成16年４月16日　一部改正　平成16年９月28日　一部改正　平成16年10月18日　一部改正　平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成18年９月21日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成18年12月27日　一部改正平成19年３月14日　一部改正（特約書の締結）第１条　日本貿易保険と貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下「特約書」という。）を締結しようとする者は、別紙様式第１－１による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書（以下「特約書申込書」という。）に特約書第２条第１項の規定による輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方の登録（以下「企総登録」という。）に係る別紙様式第２－１による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書（以下「企総登録等申請書」という。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。２　約款第22条の２に基づく誓約は、前項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第１－２による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。３　前項の誓約書は、特約書の更新時においても提出するものとする。（特約書の内容の変更）第２条　特約書を締結した者（以下「特約書締結者」という。）は、特約書の内容を変更しようとするときは、別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等（日本貿易保険が特に定めた場合を除き、前条の規定により特約書申込書を提出した方に限り、名古屋支店に特約書申込書を提出した特約書締結者にあっては大阪支店とする。以下本条、第３条及び第４条において同じ。）に提出するものとする。２　特約書締結者は、前項の規定による特約書の内容の変更を特約書更新時に行おうとするときは、原則として、特約期間満了日の１月前までに別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等に提出するものとする。（特約期間中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等）第３条　特約書締結者は、特約書第１条に定める特約期間中（以下「特約期間中」という。）に企総登録を行おうとするときは、原則として、保険申込み予定日の15日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。 　一　名簿（平成13年４月１日　01-制度-00063「海外商社名簿について」第１条に規定する海外商社名簿をいう。）に登録されていない場合　二　格付の変更又は継続を要する場合　三　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下「支払限度額」という。）の設定を要する場合（第３項に規定する場合を除く。） 　四　海外支店等・子会社等登録を要する場合 ２　特約書締結者は、すでに企総登録されている輸出契約等の相手方が特約期間中に前項第２号又は第４号に該当することとなった場合は、原則として、保険の申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。 ３　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、貿易一般保険運用規程（平成13年４月１日　01-制度-00034。以下「貿易一般保険運用規程」という。）別表第２の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったとき（ただし、特約書締結者自らが、企総登録等申請書により当該輸出契約等の相手方の格付変更の申請をしたときを除く。）は遅滞なく企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。 ４　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第57条第２項ただし書により支払限度額の変更を行おうとするときは、原則として、保険の申込予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。５　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第57条第３項により支払限度額の増額を行おうとするときは、原則として、最新の支払限度額の設定日から３月を経過した後であれば、保険の申込予定日の30日前までに別紙様式第２－２による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書を本店等に提出するものとする。６　特約書締結者は、輸出契約等の相手方に係る企総登録を特約書第２条第２項の規定により削除しようとするときは、原則として、特約期間満了日の３月前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。 ７　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第４条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。（特約書の更新時における支払限度額の変更等）第４条　特約書締結者は、特約書の更新時に貿易一般保険運用規程別表第２の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限度額を設定しようとするときは、原則として、特約期間満了日の３月前までに企総登録等申請書を本店等に提出しなければならない。（内諾）第５条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年４月１日　01-制度-00060）によるものとする。（保険の申込み）第６条　特約書締結者は、特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、輸出契約等の内容を案件ごとに明記した別紙様式第４による貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書（ＯＣＲシート２ １ ０ ３ 。以下「保険申込シート」という。）に別紙様式第５による貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状（以下「送り状」という。）又は別紙様式第６による貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書（以下「保険申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したフロッピーディスク（以下「Ｆ／Ｄ」という。）を添え、本店等（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。）に提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金若しくは対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。ただし、当該輸出契約等が別表２に該当する場合は、別紙様式第７による貿易一般保険申込書に保険申込シート及び当該輸出契約等を証する書面を添えるものとする。 ２　保険申込シートを提出する際には特約書締結者において申込番号を記入することとし、このうち一連番号の欄には特約書第13条に規定する追順番号を記入することとする。３　被保険者は、約款第22条第１項の規定に基づき、保険契約締結後において輸出契約等に別表３に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日から１月以内に第１項の規定に準じて本店等（第１項の規定により保険申込書を提出した方に限り、名古屋支店に保険申込書を提出した保険契約者にあっては大阪支店とする。以下同じ。）に変更申請を行うものとする。ただし、第１項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては別紙様式第８による貿易一般保険変更承認申請書に当該変更を証する書類の写しを添えて変更申請を行うものとする。４　第１項本文の規定により保険の申込みを行ったものが、前項に規定する変更に伴い、別表２に該当することとなった場合は、第１項ただし書の規定に準じて貿易一般保険申込書に添えて変更申請を行うものとし、これ以降の当該案件に係る手続については、第１項ただし書の規定により保険の申込みを行ったものと同様とする。 ５　被保険者は約款第22条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第８による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。６　被保険者は、第１項（ただし書の規定によるものを除く。）並びに第３項（ただし書の規定によるものを除く。）、第７条第２項及び第10条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。（照合台帳の点検）第７条　被保険者は、本店等から照合台帳を受理したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。２　前項の点検により、申込みを修正しようとするときは、当該申込みに関する照合台帳を受理した日から起算して10日以内に、第６条第１項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込シート又はＦ／Ｄを本店等に提出するものとする。 （保険料の納付）第８条　保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を日本貿易保険に納付しなければならない。２　保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。 （他の保険契約の通知）第９条　保険契約者は、約款第12条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、保険金の支払請求時までに本店等に通知するものとする。（保険契約の訂正等）第10条　保険契約者は、第６条第１項又は第３項の規定により提出した保険申込シート又はＦ／Ｄの記載事項の誤記を訂正しようとするときは、第６条第１項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込シート又はＦ／Ｄを本店等に提出するものとする。 （保険の目的等の譲渡に係る承認申請）第11条 被保険者は、約款第37条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第９－１による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から１月以内に別紙様式第９－２による貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（質権等設定の承諾申請等）第12条　被保険者は、約款第39条第１項の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第10－１による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第10－２による貿易一般保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）第13条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表４に掲げる事情の発生をいう。）を通知するときは、別紙様式第11による貿易一般保険事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失発生の通知）第14条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第12－１による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書又は別紙様式第12－３による貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。（危険発生の通知）第15条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、危険発生通知書の提出期限は、危険の発生から45日以内とする。（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）第16条　約款第18条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第13による貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。 （入金の通知）第17条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第14－１による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第14－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。２　国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても前項の規定に準じて入金通知書を提出するものとする。 （保険金受取人の指定等の通知）第18条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定、変更又は廃止する場合は、当該指定、変更又は廃止の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第15による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）又はＦ／Ｄ、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険包括保険（企業総合）保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）若しくは企業総合保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間設定の申請）第19条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第16による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、提出するものとする。 ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 （保険金の支払の請求）第20条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第17－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書、別紙様式第17－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書又は別紙様式第17－３による貿易一般保険（増加費用）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。 ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第１号④(ﾍ)、⑤(ﾛ)及び⑦、第２号④、⑤、⑥、⑧(ﾛ)、⑪、⑭及び⑯並びに第３号④の書類の提出を要しない。　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合 　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第18による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　損失計算書　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し 　　　(ｲ)　供給契約を証する書類　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類　　　(ﾎ)　貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）及び当該転売に係る輸出契約等について貿易保険を付保したことを証する書類 (ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書 ⑤　保険事故を証する書類  (ｲ)　非常危険の場合には、該当する事故事由を証する書類 (ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等） ⑥　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し  ⑦　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑧　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 ⑨　その他参考となる書類 二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険の場合  　①　保険金請求経緯書(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第18による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意(ⅰ)　保険金請求に至る経緯(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況(ⅳ)　輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況(ⅴ)　今後の回収見通し(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載） ②　別紙様式第19による相手方に係る債権一覧表（信用危険事故の場合に限る。） ③　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 ④　未決済額が確認できる書類 ⑤　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類 ⑥　外貨建ての場合は、為替換算率証明書 ⑦　手形が発行されている場合は、その写し ⑧　保険事故を証する書類  (ｲ)　非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類 (ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等） ⑨　損失防止軽減義務の履行状況を証する別表５に掲げる書類（信用危険事故の場合に限る。） ⑩　信用状付案件については、その信用状の写し ⑪　支払保証付案件については、その保証状の写し（保証履行請求の内容を証する書類を添付のこと。） ⑫　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 ⑬　船積を証する書類の写し（船荷証券、インボイス等） ⑭　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）⑮　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し⑯　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し ⑰　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類⑱　その他参考となる書類 三　約款第３条第３号のてん補危険の場合 　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類 (ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第18による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意　　②　損失計算書　　③　損失計算の基礎となる証拠書類の写し 　　（ｲ)　増加費用の支払関係書類 　　（ﾛ)　船積を証する書類（船荷証券、商業送り状等）　　（ﾊ)　保険事故の内容を証する書類（増加費用発生の原因となった事由を証する書類、増加費用の負担を余儀なくされたことを証する書類等） 　　④　保険証券又は契約台帳の写し　　⑤　輸出契約の内容を証するに足る証拠書類の写し ⑥ その他参考となる書類２　一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。 ３　前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を添付し、保険金の請求を行うものとする。 （債権一覧表に係る決済等の通知）第21条　被保険者は、前条第１項第２号に規定する債権一覧表を提出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第20による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から１月以内に本店等に提出しなければならない。（約款第19条並びに約款第34条第７項、第８項及び第10項に規定する通知を行った場合を除く。） （保険金請求権の消滅時効の中断申請）第22条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第21による貿易一般保険時効中断承認申請書を提出するものとする。（決済期限前の請求）第23条　被保険者は、約款第28条第１項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第22による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第４条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。 （回収義務の終了認定）第24条　被保険者は、約款第34条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01-制度-00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。２　日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第３条第１号のてん補危険（約款第４条第１号から第10号までの事由によるものに限る。）及び約款第３条第３号のてん補危険に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第34条第１項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。（回収義務の履行状況の報告）第25条　被保険者は、約款第34条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第24による貿易一般保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。２　決済期限（約款第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から２年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から１年ごとに提出するものとする。３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。（回収金の納付）第26条　被保険者は、約款第34条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第25－１による貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第25－２による貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。 ２　被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。 （回収に要した費用の請求）第27条　約款第34条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第26による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（権利行使等の委任）第28条　被保険者は、約款第34条第４項又は第35条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第27－１による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第27－２による貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（回収納付金の返還請求）第29条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第28による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。 （手続の代行）第30条　被保険者は、第６条、第８条から第10条まで及び第13条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第29による貿易一般保険（企業総合）事務手続代行承認申請書を事前に本店等に提出して承認を受けなければならない。 （電子情報処理組織を使用した申込等）第31条　この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。　　　附　則　この細則は、平成13年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成13年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成14年４月17日から実施する。　　 附　則　この改正は、平成14年７月１日から実施する。　　　附　則　１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。　２　第20条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。　　　附　則　１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。　２　第14条、第15条、第17条及び第20条の規定にかかわらず、当分の間、貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、改正前の貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ２）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（ＯＣＲシート３ １ ０ ３）による提出を認めるものとする。　　　附　則　この改正は、平成15年６月30日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成15年10月14日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年５月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月18日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年12月４日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成19年１月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成19年４月１日から実施する。別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 | 提　出　書　類 | 　提出部数 |
| １－１１－２２－１２－２３４正５６７８９－１９－２10－１10－２1112－１12－２12－３1314－１14－１151617－１17－２17－３1819202122232425－１25－２2627－１27－２2829 | ・貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書・不正競争防止法に係る誓約書・貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書・貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書・貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書・貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書・貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状・貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書・貿易一般保険申込書・貿易一般保険変更承認申請書・貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書・貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書・貿易一般保険質権等設定承諾申請書・貿易一般保険質権等設定解除等通知書・貿易一般保険事情発生通知書・貿易一般保険（船積前）損失発生通知書・貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書・貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書・貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書・貿易一般保険（船積前）入金通知書・貿易一般保険（船積後）入金通知書・貿易一般保険保険金受取人指定等通知書・貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書・貿易一般保険（船積前）保険金請求書・貿易一般保険（船積後）保険金請求書・貿易一般保険（増加費用）保険金請求書・貿易一般保険保険金請求経緯書（保険金請求額が３００万円以下の案件）・債権一覧表・債権一覧表に係る決済等通知書・貿易一般保険時効中断承認申請書・貿易一般保険損失発生確認申請書・貿易一般保険回収義務終了認定申請書・貿易一般保険回収義務履行状況報告書・貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書・貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書・貿易一般保険回収費用負担請求書・貿易一般保険権利行使等委任状・貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）・貿易一般保険回収納付金返還請求書・貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書 | １　１　１　１　１　１　１　１１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)　１１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)　１１(1)１(1)　１(1)　１(1)１(1)１(1)　１(1)　１(1)１(1)１ |
| その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による |

注：提出部数欄の（　）内は、添付資料の数 　 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、Ａ４規格のものとする。別表２（第６条第１項関係）１　日本貿易保険が保険契約締結を内諾した輸出契約等 ２　フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年４月１日 01-制度-00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結する輸出契約等 ３　共同保険（共同保険の取扱について（平成13年４月１日 01-制度-00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結する輸出契約等４　貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成17年４月１日 05-制度-00013）を付して保険契約を締結する輸出契約等５　フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結する輸出契約等（完成納期案件）６　エスカレーションクローズ付の輸出契約等７ 契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上の輸出契約等８　表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等９　代金等の決済が各船積時から２年以上となるものを含む輸出契約等 10　起算点から最終の決済等の期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われる輸出契約等11　前各号に該当しない輸出契約等であって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者が第６条第１項ただし書以外の部分による保険契約の申込を希望する場合は、この限りではない。12　日本貿易保険が必要と認める輸出契約等別表３（第６条第３項、第４項及び第５項関係） 輸出契約等の重大な内容変更等１　証券記載の船積期日の３月を超える延期又は最終対価の確認日の６月を超える延期２　代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）３　リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から６月を超える場合に限る。）４　マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から３月を超える場合に限る。）５　相手方、支払人又は日本貿易保険がＩＬＣ発行（確認）者を特定している場合の当該ＩＬＣ発行（確認）者の変更６　仕向国、支払国又はＩＬＣ発行（確認）国の変更７　輸出貨物又は仲介貿易貨物の変更８　当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の５％以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額９　海外支店等の再販売先の決定（船積後３月以内に決定したものに限る。）別表４（第13条関係）損失を受けるおそれが高まる事情の発生(1) 輸出等不能をてん補するもの　①　輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第22条に該当する場合を除く。）　②　上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生(2) 代金等回収不能をてん補するもの　①　輸出契約等の相手方又は支払人の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金等の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第22条に該当する場合を除く。）　②　輸出契約等の締結の相手方又は支払人についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生　③　上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生別表５（第20条関係）１　相手方への督促状２　債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類３　債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類４　債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類５　返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 ６　法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類７　今後の回収見込みを記載した書類８　その他重要と思われる書類別紙様式第１－１貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書　独立行政法人日本貿易保険　御中　貿易一般保険包括保険（企業総合）に関し貴殿が定めたすべての規定に同意し、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第１条の規定に基づき、下記の記載事項により貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の締結を申し込みます。年　　月　　日住所　　　　　　　　　　　　　申　込　者　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　印記１　特約書締結者の特約書対象単位及び部門名又は貨物名の登録特約書の対象【特約書締結者単位　又は　部門単位　又は　貨物単位】(１)　部門単位の場合①申込者組織図（別添１）②当該部門を一表にまとめた書類（別添２）(２)　貨物単位の場合貨物名（ＨＳコード（４桁又は６桁）及び当該ＨＳコードの品名）を一表にまとめた書類（別添３）２　付保対象輸出契約等及びてん補危険の範囲イ　対象契約金額【　　　　　　　円以上】ロ　仲介貿易契約【含む　又は　含まない】（注）　法第２条第12項に規定する仲介貿易契約ハ　再販売契約【含む　又は　含まない】（注）　申込者の海外支店等が行う再販売契約を含む輸出契約ニ　Ａカテゴリー国子会社等向け契約【含む　又は　含まない】（注）　貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について（平成17年４月１日　01-制度-00073）別表２の国カテゴリー表Ａ欄に掲げる国を仕向国かつ支払国又は保証国とし、特約書第３条第４項各号に該当する者を輸出契約等の相手方とする輸出契約等ホ　増加費用に係るてん補危険【希望する　又は　希望しない】（注）　約款第３条第３号に規定するてん補危険[注1]上記２イについては希望する契約金額の下限（すそ切り金額）を記載し、同ロ、ハ、ニ及びホについてはそれぞれ希望する事項を○で囲むこと。[注2] 貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日　01－制度ー00034）第54条の規定に従い、上記２イにより設定する金額及び同ロ、ハ、ニ及びホにより選択するものの組合せとの組合せについて、二通りを上限に部門ごとに選択する場合は、部門ごとに組合せをまとめた書類（別添４）を提出すること。[注3] 上記の別添１～４は、任意の様式で作成のこと。別紙様式第１－２　（省略）別紙様式第２－１貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書独立行政法人日本貿易保険　御中　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日特約コード：　　　　　　　　　　　部門名：　　　　　　　　　　　 申請・届出者住所　： （〒　　　） 　： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　： １．貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の（登録・格付変更・支払限度額設定）の申請・届出 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第１条、第３条及び第４条の規定に基づき、〔別紙〕のとおり、貿易一般保険包括保険（企業総合）（以下「企業総合保険」という。）に係る海外商社の（登録・格付変更・支払限度額設定）を申請・届出します。２．重要事項説明書確認・了解の告知　【この欄は、特約締結又は更新する場合に記載してください。】　　「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ（http://www.nexi.go.jp）からダウンロードして、その内容を確認・了解した。　　　はい　・　いいえ　（いずれかに○印を付けてください。） 〔　注　意　事　項　〕 　企業総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方（以下「バイヤー」という。）が「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063）第１条に規定する海外商社名簿（以下「海外商社名簿」という。）に登録（以下「名簿登録」という。）されているだけでなく、企業総合保険の特約書締結者（特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合は特約コード）ごとに当該バイヤーが登録（以下「企総登録」という。）されていることが必要です。「企総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）・子会社等の別を、特約書締結者（特約コード）ごとに登録したものです。　したがって、特約書締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「企総登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により支払限度額の設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50％とする場合を含む。）が必要となる場合又は海外支店等・子会社等登録（以下「子会社登録」という。）をする場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「企総登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第４条の規定に従って手続きを行って下さい。１　この書類は、１通作成し次の時期に提出して下さい。① 特約書の更新時に、企総登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、特約書更新日の３月前まで。② 特約期間の途中で、バイヤーを企総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の１５日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の３０日前まで。イ 名簿登録されていない場合ロ 格付の変更を要する場合ハ 支払限度額の設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を５０％とする場合を除く。）を要する場合（④に該当する場合を除く。）ニ 子会社登録を要する場合③ 特約期間の途中で、企総登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、保険申込み日の30日前まで。イ 格付の変更が必要となった場合ロ 子会社登録が必要となった場合ハ 貿易一般保険運用規程第57条第２項ただし書により支払限度額の変更の設定を要する場合④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50％とする場合を含む。）する格付に変更された場合（たとえば、格付がＰＵ格からＥＦ格に変更された場合等）は遅滞なく。２ この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。３　この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは企総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行って下さい。４　ＰＵ格の格付登録は、ＦＡＸで申請することも可能です。５　ＦＡＸ申請先：日本貿易保険大阪支店　　06-6233-4001　　　　　　　　　財団法人貿易保険機構　　03-3580-0292〔　記　入　要　領　〕 １　申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。２　申請・届出区分〔Ａ・Ｂ〕の欄は、申請・届出するバイヤーを次の２つに区分して別々に作成し、Ａ、Ｂのどちらかの記号に○印を付して下さい。Ａ　＜支払限度額などの設定を必要とする場合＞① 企総登録申請時の格付がＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格、ＥＦ格、ＳＡ格の場合（ＥＥ格については５億円、ＥＡ格については１億円を超える支払限度額の設定を希望する場合に限る。）② 企総登録を行おうとするバイヤーが名簿登録されていない場合であって、名簿登録後の当該バイヤーの格付が①に掲げるものとなることを予定している場合。③ ①に掲げる格付への格付変更の申請をする場合④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更（特約期間中のＥＭ格又はＥＦ格からＥＥ格又はＥＡ格への格付変更を除く。）されたときの支払限度額設定申請の場合Ｂ　＜支払限度額などの設定を必要としない場合＞Ａに該当しない場合（注）名簿登録がなされていないバイヤーを企総登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて企総登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に企総登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。３　部門名の欄は、特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載して下さい。４　参照番号は、企総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約書締結者（特約コード）ごとに通し番号を付与したものです。　参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入して下さい。なお、特約期間中にバイヤーの企総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。５　バイヤーに係る箇所（国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所）は、国コード順にもれなく記載して下さい。① 国コード及びバイヤーコード　バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。② 格付　既に名簿登録されているバイヤーについては、申請・届出時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と企総登録（企総登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。）とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。６　輸出実績額の欄は、貿易一般保険運用規程第56条第２項各号の規定に基づき、算出した輸出実績額を記載して下さい。（注）・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。・輸出実績額が外貨建ての場合には、原則として「経済産業省公報」又は「通商弘報」に公示されている「輸出、輸入及び貿易関係貿易外取引関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」（毎月25日発行）に定められた換算率により円建てに換算して下さい。７　主な取引条件・平均ユーザンスの欄には、ＩＬＣ、Ｄ／Ｐ、Ｄ／Ａ等の決済条件の別及び貿易一般保険運用規程第56条第２項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕（注）１．に定める方法により算出した平均ユーザンスを記載して下さい。〔参考〕平均ユーザンスの算定式〔（個々の輸出契約等に係る取引額×該当ユーザンス）の合計〕÷〔個々の輸出契約等に係る取引額の合計〕＝平均ユーザンス（30日単位で切り上げ）　ただし、平均ユーザンスの算出の基礎となる「個々の輸出契約等に係る取引額」には、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書附帯別表第３に該当する輸出契約等に係る取引の額は含まない。８　正味ユーザンスの欄には、貿易一般保険運用規程第56条第２項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕（注）２．に定める方法により算出した正味ユーザンスを記載して下さい。なお、特約の更新時においては、独立行政法人日本貿易保険が算出した正味ユーザンスを記入して下さい。（注）特約書締結時及び特約期間中において一のバイヤーに支払限度額を設定しようとするときは、輸出実績額、平均ユーザンス及び正味ユーザンスの確認のため、特約書締結予定日（特約期間中にあってはこの書類の提出日）の17月前から１年間の当該支払限度額を設定しようとするバイヤーとの取引に係る決済状況の記録の提出が必要となります。ただし、当該決済状況の記録を提出しないときは、輸出実績額は無いものとみなします。９　設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがＥＥ格、ＥＡ格及びＳＡ格に格付されている場合並びにＥＭ格及びＥＦ格に格付されている場合であって貿易一般保険運用規程第56条第２項各号に定める輸出実績額がある場合（ただし、当該輸出実績額が、特約書附帯別表第１において定める金額未満の場合は除く。）は、必ず記載して下さい（ただし、ＥＥ格については５億円、ＥＡ格については１億円を超える支払限度額の設定を希望する場合に限る。）。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、貿易一般保険運用規程第56条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。（金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。）10　信用調査報告書等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。① 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分Ｐ以外の区分において格付けして企総登録するときで、「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063）第８条、第９条及び第１０条に掲げる書類を添付して提出する場合② 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分Ｐにおいて格付けして企総登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類（レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ＩＬＣの写し又は輸出契約書の写しなど）を添付して提出する場合③ 企総登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を企総登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合11　子会社等の別の欄には、バイヤーが、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第３条第４項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第５条第１項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。① 被保険者の本店又は支店② 特定の資本関係にある海外商社③ 特定の人的関係にある海外商社④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社12　この書類はＡ４規格とし、ワードプロセッサー等により作成して下さい。別紙様式第２－２貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書独立行政法人日本貿易保険　御中　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日特約コード：　　　　　　　　　　　部門名：　　　　　　　　　　　申請・届出者住所　： （〒　　　）　： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第３条第５項の規定に基づき、下記のとおり海外商社の支払限度額の増額を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 参照番号 |  |
| 国コード |  |
| バイヤーコード |  |
| バイヤー名称 |  |
| 格　付 |  |
| 現在の支払限度額 |  |
| 現在の支払限度額の設定日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 希望する増額後の支払限度額 |  |
| 支払限度額の増額が必要となった具体的な理由（注）： |

（注）支払限度額の増額設定が必要となった理由について、現在の取引状況や今後の取引見込み等、具体的に記載して下さい。記載しきれない場合は、別紙に記載の上、添付して下さい。別紙様式第12－３貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書年　　月　　日独立行政法人日本貿易保険　御中　被保険者住　　所 　氏　　名　　　　　 　　　　　　印貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第14条の規定に基づき、下記のとおり通知します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 保険証券番号 |  |
| 保険契約締結日 | 年　　　月　　　日 |
| 品名 |  |
| 数量 |  |
| 契約の相手方 | （ﾊﾞｲﾔｰｺｰﾄﾞ：　　） | 仕向国（国ｺ-ﾄﾞ:　　　　） |
| 支払人 | （ﾊﾞｲﾔｰｺｰﾄﾞ：　　） | 仕払国（国ｺ-ﾄﾞ:　　　　） |
| 事故発生日 | 年　　　月　　　日　  |
| 事故確定日 | 年　　　月　　　日　  |
| 保険事故該当金額（建値）　　　　　 |  |
| 事故発生に至った経緯（できるだけ詳細に記載して下さい。）（事故事由コード：　　　　　） |
| 　備考　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | (連絡先) |

別紙様式第17－３貿易一般保険（増加費用）保険金請求書年　　月　　日独立行政法人日本貿易保険　御中　請求者住所 　氏名　　　　　 　　　　　　印下記の金額を貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第20条の規定に基づき、保険金として請求します。￥ 　　　　　　　上記請求金額の計算の内訳は、下記計算書のとおりです。損　失　計　算　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険証券番号 |  | 事故発生日 | 年　　　月　　　日  |
| 保険契約締結日 | 年　　　月 　　　日 | 事故確定日 | 年　　　月　　　日  |
| 被保険者 | 住所： | 保険金額　 | ￥ |
| 氏名： |
| 事故事由 | (事故事由ｺｰﾄﾞ:　　　)　 | 損失発生通知日 | 年　　　月　　　日  |
|  | 増加後 | 増加前 | 増加額 | (3)又は(8)から控除すべき額 | 損失額 |
| 海上運賃 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| ￥ | ￥ | ￥ | ￥ | ￥ |
| 海上保険料 | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| ￥ | ￥ | ￥ | ￥ | ￥ |
| 損失額　(5)＋(10) | 損失額の100分の95 |
| (11) | (12) |
| ￥ | ￥ |
| 連絡先 | 担当部課名： |
| 担当者名：　 |
| 電話番号： |
| 振込先 | 銀行名：　　　　　　　　　　　　 本支店名： |
| 預金種目：普通・当座 口座番号： |
| 口座名義：　　　　　　　　　　　  |

注：「被保険者」欄は、請求者と被保険者が異なる場合に記入して下さい。 | 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00027沿革　平成13年９月21日　一部改正　平成14年４月17日　一部改正　平成14年６月25日　一部改正　平成14年９月17日　一部改正　平成15年３月12日　一部改正　平成15年６月19日　一部改正　平成15年10月８日　一部改正　平成16年４月１日　一部改正　平成16年４月16日　一部改正　平成16年９月28日　一部改正　平成16年10月18日　一部改正　平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成18年９月21日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成18年12月27日　一部改正（特約書の締結）第１条　日本貿易保険と貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下「特約書」という。）を締結しようとする者は、別紙様式第１－１による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書（以下「特約書申込書」という。）に特約書第２条第１項の規定による輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方の登録（以下「企総登録」という。）に係る別紙様式第２による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書（以下「企総登録等申請書」という。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。２　約款第22条の２に基づく誓約は、前項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第１－２による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。３　前項の誓約書は、特約書更新時にも提出するものとする。（特約書の内容の変更）第２条　特約書を締結した者（以下「特約書締結者」という。）は、特約書の内容を変更しようとするときは、別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等（日本貿易保険が特に定めた場合を除き、前条の規定により特約書申込書を提出した方に限り、名古屋支店に特約書申込書を提出した特約書締結者にあっては大阪支店とする。以下本条、第３条及び第４条において同じ。）に提出するものとする。２　特約書締結者は、前項の規定による特約書の内容の変更を特約書更新時に行おうとするときは、特約期間満了日の１月前までに別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等に提出するものとする。（特約期間中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等）第３条　特約書締結者は、特約書第１条に定める特約期間中（以下「特約期間中」という。）に企総登録を行おうとするときは、原則として、保険申込み予定日の15日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。 　一　名簿（平成13年４月１日　01-制度-00063「海外商社名簿について」第１条に規定する海外商社名簿をいう。）に登録されていない場合　二　格付の変更又は継続を要する場合　三　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下「支払限度額」という。）の設定を要する場合（第３項に規定する場合を除く。） 　四　海外支店等・子会社等登録を要する場合 ２　特約書締結者は、すでに企総登録されている輸出契約等の相手方が特約期間中に前項第２号又は第４号に該当することとなった場合は、原則として、保険の申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。 ３　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、貿易一般保険運用規程（平成13年４月１日　01-制度-00034。以下「貿易一般保険運用規程」という。）別表の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったとき（ただし、特約書締結者自らが、企総登録等申請書により当該輸出契約等の相手方の格付変更の申請をしたときを除く。）は遅滞なく企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。 ４　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第54条第２項ただし書により支払限度額の変更を行おうとするときは、原則として、保険の申込予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。５　特約書締結者は、輸出契約等の相手方に係る企総登録を特約書第２条第２項の規定により削除しようとするときは、特約期間満了日の３月前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。 ６　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第４条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。（特約書の更新時における支払限度額の変更等）第４条　特約書締結者は、特約書の更新時に貿易一般保険運用規程別表の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限度額を設定しようとするときは、特約期間満了日の３月前までに企総登録等申請書を本店等に提出しなければならない。（内諾）第５条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年４月１日　01-制度-00060）によるものとする。（保険の申込み）第６条　特約書締結者は、特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、輸出契約等の内容を案件ごとに明記した別紙様式第４による貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書（ＯＣＲシート２ １ ０ ３ 。以下「保険申込シート」という。）に別紙様式第５による貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状（以下「送り状」という。）又は別紙様式第６による貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書（以下「保険申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したフロッピーディスク（以下「Ｆ／Ｄ」という。）を添え、本店等（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。）に提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金若しくは対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。ただし、当該輸出契約等が別表２に該当する場合は、別紙様式第７による貿易一般保険申込書に保険申込シート及び当該輸出契約等を証する書面を添えるものとする。 ２　保険申込シートを提出する際には特約書締結者において申込番号を記入すること　　とし、このうち一連番号の欄には特約書第13条に規定する追順番号を記入することとする。３　被保険者は、約款第22条第１項の規定に基づき、保険契約締結後において輸出契約等に別表３に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日から１月以内に第１項の規定に準じて本店等（第１項の規定により保険申込書を提出した方に限り、名古屋支店に保険申込書を提出した保険契約者にあっては大阪支店とする。以下同じ。）に変更申請を行うものとする。ただし、第１項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては別紙様式第８による貿易一般保険変更承認申請書に当該変更を証する書類の写し及び貿易一般保険包括保険（企業総合）保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添えて変更申請を行うものとする。　　また、第１項本文の規定により保険の申込みを行ったものが、当該変更に伴い、別表２に該当することとなった場合は、第１項ただし書の規定に準じて貿易一般保険申込書に添えて変更申請を行うものとし、これ以降の当該案件に係る手続については、第１項ただし書の規定により保険の申込みを行ったものと同様とする。 ４　被保険者は約款第22条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第８による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。５　被保険者は、第１項（ただし書の規定によるものを除く。）並びに第３項（ただし書の規定によるものを除く。）、第７条第２項及び第10条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。（照合台帳の点検）第７条　被保険者は、本店等から照合台帳を受理したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。２　前項の点検により、申込みを修正しようとするときは、当該申込みに関する照合台帳を受理した日から起算して10日以内に、第６条第１項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込シート又はＦ／Ｄを本店等に提出するものとする。 （保険料の納付）第８条　保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を日本貿易保険に納付しなければならない。２　保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。 （他の保険契約の通知）第９条　保険契約者は、約款第12条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、保険金の支払請求時までに本店等に通知するものとする。（保険契約の訂正等）第10条　保険契約者は、第６条第１項又は第３項の規定により提出した保険申込シート又はＦ／Ｄの記載事項の誤記を訂正しようとするときは、第６条第１項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込シート又はＦ／Ｄを本店等に提出するものとする。 （保険の目的等の譲渡に係る承認申請）第11条 被保険者は、約款第37条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第９－１による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から１月以内に別紙様式第９－２による貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（質権等設定の承諾申請等）第12条　被保険者は、約款第39条第１項の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第10－１による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第10－２による貿易一般保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）第13条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表４に掲げる事情の発生をいう。）を通知するときは、別紙様式第11による貿易一般保険事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失発生の通知）第14条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第12－１による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。（危険発生の通知）第15条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、危険発生通知書の提出期限は、危険の発生から45日以内とする。（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）第16条　約款第18条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第13による貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。 （入金の通知）第17条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第14－１による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第14－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。２　国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても前項の規定に準じて入金通知書を提出するものとする。 （保険金受取人の指定等の通知）第18条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定、変更又は廃止する場合は、当該指定、変更又は廃止の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第15による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）又はＦ／Ｄ、当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間設定の申請）第19条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第16による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、提出するものとする。 ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 （保険金の支払の請求）第20条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第17－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第17－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。 ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)、⑤(ﾛ)及び⑦、第二号④、⑤、⑥、⑧(ﾛ)、⑪、⑭及び⑯の書類の提出を要しない。　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合 　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第18による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　損失計算書　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し 　　　(ｲ)　供給契約を証する書類　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類　　　(ﾎ)　貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）及び当該転売に係る輸出契約等について貿易保険を付保したことを証する書類 (ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書 ⑤　保険事故を証する書類  (ｲ)　非常危険の場合には、該当する事故事由を証する書類 (ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等） ⑥　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し  ⑦　保険証券又は契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下同じ。）の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑧　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 ⑨　その他参考となる書類 二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険の場合  　①　保険金請求経緯書(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第18による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意(ⅰ)　保険金請求に至る経緯(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況(ⅳ)　輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況(ⅴ)　今後の回収見通し(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載） ②　別紙様式第19による相手方に係る債権一覧表（信用危険事故の場合に限る。） ③　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 ④　未決済額が確認できる書類 ⑤　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類 ⑥　外貨建ての場合は、為替換算率証明書 ⑦　手形が発行されている場合は、その写し ⑧　保険事故を証する書類  (ｲ)　非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類 (ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等） ⑨　損失防止軽減義務の履行状況を証する別表５に掲げる書類（信用危険事故の場合に限る。） ⑩　信用状付案件については、その信用状の写し ⑪　支払保証付案件については、その保証状の写し（保証履行請求の内容を証する書類を添付のこと。） ⑫　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 ⑬　船積を証する書類の写し（船荷証券、インボイス等） ⑭　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）⑮　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し⑯　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し ⑰　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類⑱　その他参考となる書類 ２　一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。 ３　前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を添付し、保険金の請求を行うものとする。 （債権一覧表に係る決済等の通知）第21条　被保険者は、前条第１項第２号に規定する債権一覧表を提出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第20による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から１月以内に本店等に提出しなければならない。（約款第19条並びに約款第34条第７項、第８項及び第10項に規定する通知を行った場合を除く。） （保険金請求権の消滅時効の中断申請）第22条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第21による貿易一般保険時効中断承認申請書を提出するものとする。（決済期限前の請求）第23条　被保険者は、約款第28条第１項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第22による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第４条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。 （回収義務の終了認定）第24条　被保険者は、約款第34条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01-制度-00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。２　日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第３条第１号のてん補危険（約款第４条第１号から第10号までの事由によるものに限る。）に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第34条第１項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。（回収義務の履行状況の報告）第25条　被保険者は、約款第34条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第24による貿易一般保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。２　決済期限（約款第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から２年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から１年ごとに提出するものとする。３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。（回収金の納付）第26条　被保険者は、約款第34条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第25－１による貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書又は別紙様式第25－２による貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。 ２　被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。 （回収に要した費用の請求）第27条　約款第34条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第26による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（権利行使等の委任）第28条　被保険者は、約款第34条第４項又は第35条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第27－１による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第27－２による貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（回収納付金の返還請求）第29条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第28による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。 （手続の代行）第30条　被保険者は、第６条、第８条から第10条まで及び第13条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第29による貿易一般保険（企業総合）事務手続代行承認申請書を事前に本店等に提出して承認を受けなければならない。 （電子情報処理組織を使用した申込等）第31条　この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。　　　附　則　この細則は、平成13年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成13年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成14年４月17日から実施する。　　 附　則　この改正は、平成14年７月１日から実施する。　　　附　則　１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。　２　第20条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。　　　附　則　１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。　２　第14条、第15条、第17条及び第20条の規定にかかわらず、当分の間、貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、改正前の貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ２）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（ＯＣＲシート３ １ ０ ３）による提出を認めるものとする。　　　附　則　この改正は、平成15年６月30日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成15年10月14日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年５月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月18日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年12月４日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成19年１月１日から実施する。別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 | 提　出　書　類 | 　提出部数 |
| １－１１－２２３４正５６７８９－１９－２10－１10－２1112－１12－２　1314－１14－１151617－１17－２1819202122232425－１25－２2627－１27－２2829 | ・貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書・不正競争防止法に係る誓約書・貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書・貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書・貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書・貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状・貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書・貿易一般保険申込書・貿易一般保険変更承認申請書・貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書・貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書・貿易一般保険質権等設定承諾申請書・貿易一般保険質権等設定解除等通知書・貿易一般保険事情発生通知書・貿易一般保険（船積前）損失発生通知書・貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書・貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書・貿易一般保険（船積前）入金通知書・貿易一般保険（船積後）入金通知書・貿易一般保険保険金受取人指定等通知書・貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書・貿易一般保険（船積前）保険金請求書・貿易一般保険（船積後）保険金請求書・貿易一般保険保険金請求経緯書（保険金請求額が３００万円以下の案件）・債権一覧表・債権一覧表に係る決済等通知書・貿易一般保険時効中断承認申請書・貿易一般保険損失発生確認申請書・貿易一般保険回収義務終了認定申請書・貿易一般保険回収義務履行状況報告書・貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書・貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書・貿易一般保険回収費用負担請求書・貿易一般保険権利行使等委任状・貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）・貿易一般保険回収納付金返還請求書・貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書 | １　１　１　１　１　１　１１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)　１１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)　１１(1)１(1)　１(1)　１(1)１(1)１(1)　１(1)　１(1)１(1)１ |
| その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による |

注：提出部数欄の（　）内は、添付資料の数 　 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、Ａ４規格のものとする。別表２（第６条第１項関係）７　日本貿易保険が引受を内諾した輸出契約等 ２　フルターンキー特約に係る輸出契約等 ４　共同保険契約となる輸出契約等 ５　外貨建対応方式に係る輸出契約等３　フルターンキー契約のうち船積期日が定められていない輸出契約等 １　価格変動条項付きの輸出契約等11　契約の相手方が二以上のもの（契約の締結の相手方と代金等の支払人が異なる場合を除く。）９　表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等８　代金等の決済が船積後２年以上となる輸出契約等 10　起算点から最終の決済等の期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われる場合12　日本貿易保険が必要と認める輸出契約等６　契約金額が50億円以上の設備（一つの機能を営むために配置され又は組み合わされた機械装置又は工作物の総合体をいう。）の輸出契約等 別表３（第６条第３項及び第４項関係） 輸出契約等の重大な内容変更等１　証券記載の船積期日の３月を超える延期又は最終対価の確認日の６月を超える延期２　代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）３　リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から６月を超える場合に限る。）４　マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から３月を超える場合に限る。）５　相手方、支払人又は日本貿易保険がＩＬＣ発行（確認）者を特定している場合の当該ＩＬＣ発行（確認）者の変更６　仕向国、支払国又はＩＬＣ発行（確認）国の変更７　輸出貨物又は仲介貿易貨物の変更８　当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の５％以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額９　海外支店等の再販売先の決定（船積後３月以内に決定したものに限る。）別表４（第13条関係）損失を受けるおそれが高まる事情の発生(1) 輸出等不能をてん補するもの　①　輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第22条に該当する場合を除く。）　②　上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生(2) 代金等回収不能をてん補するもの　①　輸出契約等の相手方又は支払人の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金等の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第22条に該当する場合を除く。）　②　輸出契約等の締結の相手方又は支払人についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生　③　上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生別表５（第20条関係）１　相手方への督促状２　債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類３　債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類４　債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類５　返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 ６　法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類７　今後の回収見込みを記載した書類８　その他重要と思われる書類別紙様式第１－１貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書　独立行政法人日本貿易保険　御中　貿易一般保険包括保険（企業総合）に関し貴殿が定めたすべての規定に同意し、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第１条の規定に基づき、下記の記載事項により貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の締結を申し込みます。年　　月　　日住所　　　　　　　　　　　　　申　込　者　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　印記１　付保対象輸出契約の範囲イ　仲介貿易契約【含む　又は　含まない】（注）　法第２条第12項に規定する仲介貿易契約ロ　再販売契約【含む　又は　含まない】（注）　申込者の海外支店等が行う再販売契約を含む輸出契約２　特約書締結者の特約書対象単位及び部門名又は貨物名の登録特約書の対象【特約書締結者単位　又は　部門単位　又は　貨物単位】(１)　部門単位の場合①申込者組織図（別添１）②当該部門を一表にまとめた書類（別添２）(２)　貨物単位の場合貨物名（ＨＳコード（４桁又は６桁）及び当該ＨＳコードの品名）を一表にまとめた書類（別添３）３　輸出契約又は仲介貿易契約の付保対象契約金額の設定契約金額：　　　　　　円以上[注]上記１及び２の各項目については、希望する事項を○で囲むこと。別紙様式第１－２　（省略）別紙様式第２貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書独立行政法人日本貿易保険　御中　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日特約コード：　　　　　　　　　　　部門名：　　　　　　　　　　　 申請・届出者住所　： （〒　　　） 　： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　：　　　　　　　　　　　： １．貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の（登録・格付変更・支払限度額設定）の申請・届出 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第１条、第３条及び第４条の規定に基づき、〔別紙〕のとおり、貿易一般保険包括保険（企業総合）（以下「企業総合保険」という。）に係る海外商社の（登録・格付変更・支払限度額設定）を申請・届出します。２．重要事項説明書確認・了解の告知　【この欄は、特約締結又は更新する場合に記載してください。】　　「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ（http://www.nexi.go.jp）からダウンロードして、その内容を確認・了解した。　　　はい　・　いいえ　（いずれかに○印を付けてください。） 〔　注　意　事　項　〕 　企業総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方（以下「バイヤー」という。）が「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063）第１条に規定する海外商社名簿（以下「海外商社名簿」という。）に登録（以下「名簿登録」という。）されているだけでなく、企業総合保険の特約書締結者（特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合は特約コード）ごとに当該バイヤーが登録（以下「企総登録」という。）されていることが必要です。「企総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）・子会社等の別を、特約書締結者（特約コード）ごとに登録したものです。　したがって、特約書締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「企総登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により支払限度額の設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50％とする場合を含む。）が必要となる場合又は海外支店等・子会社等登録（以下「子会社登録」という。）をする場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「企総登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第４条の規定に従って手続きを行って下さい。１　この書類は、１通作成し次の時期に提出して下さい。① 特約書の更新時に、企総登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、特約書更新日の３月前まで。② 特約期間の途中で、バイヤーを企総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の１５日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、保険申込み予定日の３０日前まで。イ 名簿登録されていない場合ロ 格付の変更を要する場合ハ 支払限度額の設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を５０％とする場合を除く。）を要する場合（④に該当する場合を除く。）ニ 子会社登録を要する場合③ 特約期間の途中で、企総登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、保険申込み日の30日前まで。イ 格付の変更が必要となった場合ロ 子会社登録が必要となった場合ハ 貿易一般保険運用規程第54条ただし書により支払限度額の変更の設定を要する場合④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50％とする場合を含む。）する格付に変更された場合（たとえば、格付がＰＵからＥＦに変更された場合等）は遅滞なく。２ この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。３　この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは企総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行って下さい。４　ＰＵの格付登録は、ＦＡＸで申請することも可能です。５　ＦＡＸ申請先：日本貿易保険大阪支店　　06-6233-4001　　　　　　　　　財団法人貿易保険機構　　03-3580-0292 〔　記　入　要　領　〕１　申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。２　申請・届出区分〔Ａ・Ｂ〕の欄は、申請・届出するバイヤーを次の２つに区分して別々に作成し、（Ａ・Ｂ）のどちらかの記号に○印を付して下さい。Ａ　＜支払限度額などの設定を必要とする場合＞① 企総登録申請時の格付がＥＥ、ＥＡ、ＥＭ、ＥＦ、ＳＡの場合② 企総登録を行おうとするバイヤーが名簿登録されていない場合であって、名簿登録後の当該バイヤーの格付が①に掲げるものとなることを予定している場合。③ ①に掲げる格付への格付変更の申請をする場合④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更（特約期間中のＥＭ又はＥＦからＥＥ又はＥＡへの格付変更を除く。）されたときの支払限度額設定申請の場合Ｂ　＜支払限度額などの設定を必要としない場合＞Ａに該当しない場合（注）名簿登録がなされていないバイヤーを企総登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて企総登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に企総登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。３　部門名の欄は、特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載して下さい。４　参照番号は、企総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約書締結者（特約コード）ごとに通し番号を付与したものです。　参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入して下さい。なお、特約期間中にバイヤーの企総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。５　バイヤーに係る箇所（国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所）は、国コード順にもれなく記載して下さい。① 国コード及びバイヤーコード　バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。② 格付　既に名簿登録されているバイヤーについては、申請・届出時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と企総登録（企総登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。）とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。６　輸出実績額の欄は、貿易一般保険運用規程第53条第２項各号の規定に基づき、算出した輸出実績額を記載して下さい。（注）・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。・輸出実績額が外貨建ての場合には、原則として「経済産業省公報」又は「通商弘報」に公示されている「輸出、輸入及び貿易関係貿易外取引関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」（毎月25日発行）に定められた換算率により円建てに換算して下さい。７　主な取引条件・平均ユーザンスの欄には、ＩＬＣ、Ｄ／Ｐ、Ｄ／Ａ等の決済条件の別及び貿易一般保険運用規程第53条第２項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕（注）１．に定める方法により算出した平均ユーザンスを記載して下さい。〔参考〕平均ユーザンスの算定式〔（個々の輸出契約等に係る取引額×該当ユーザンス）の合計〕÷〔個々の輸出契約等に係る取引額の合計〕＝平均ユーザンス（30日単位で切り上げ）　ただし、平均ユーザンスの算出の基礎となる「個々の輸出契約等に係る取引額」には、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書附帯別表第３に該当する輸出契約等に係る取引の額は含まない。８　正味ユーザンスの欄には、貿易一般保険運用規程第53条第２項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕（注）２．に定める方法により算出した正味ユーザンスを記載して下さい。なお、特約の更新時においては、独立行政法人日本貿易保険が算出した正味ユーザンスを記入して下さい。（注）特約書締結時及び特約期間中において一のバイヤーに支払限度額を設定しようとするときは、輸出実績額、平均ユーザンス及び正味ユーザンスの確認のため、特約書締結予定日（特約期間中にあってはこの書類の提出日）の17月前から１年間の当該支払限度額を設定しようとするバイヤーとの取引に係る決済状況の記録の提出が必要となります。ただし、当該決済状況の記録を提出しないときは、輸出実績額は無いものとみなします。９　設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがＥＥ、ＥＡ及びＳＡに格付されている場合並びにＥＭ及びＥＦに格付されている場合であって貿易一般保険運用規程第53条第２項各号に定める輸出実績額がある場合（ただし、当該輸出実績額が、特約書附帯別表第１第２号において定める金額未満の場合は除く。）は、必ず記載して下さい。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、貿易一般保険運用規程第53条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。（金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。）10　信用調査報告書等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。① 名簿登録がなされていないバイヤーを、与信管理区分Ｐ以外の区分において格付けして企総登録するときで、「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063）第８条、第９条及び第１０条に掲げる書類を添付して提出する場合② 名簿登録がなされていないバイヤーを、与信管理区分Ｐにおいて格付けして企総登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類（レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ＩＬＣの写し又は輸出契約書の写しなど）を添付して提出する場合③ 企総登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を企総登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合11　子会社等の別の欄には、バイヤーが、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第３条第４項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第５条第１項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。① 被保険者の本店又は支店② 特定の資本関係にある海外商社③ 特定の人的関係にある海外商社④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社12　この書類はＡ４規格とし、ワードプロセッサー等により作成して下さい。 |